2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

（機構への事務の委託）

第十七条の二　令第十九条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事務は、住民基本台帳法第三十条の九の規定による機構保存本人確認情報の提供を受けることに係る事務とする。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第七条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（退職共済年金の裁定の請求）	（退職共済年金の裁定の請求）
第十八条　退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第十八条**　退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は基礎年金番号	二　基礎年金番号
二の二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあっては、その旨及び直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに附則第二十六条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）	二の二　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の規定による雇用保険被保険者証の交付を受けた者にあっては、直近に交付された雇用保険被保険者証に記載されている被保険者番号（次項第一号の二並びに附則第二十六条第一項及び第三項において「雇用保険被保険者番号」という。）
三～七　（略）	三～七　（略）
七の二　配偶者があるときは、配偶者の個人番号又は基礎年金番号	七の二　配偶者が国民年金法施行規則第一条各号に規定する者のいずれかに該当するときは、当該配偶者の基礎年金番号
八～十二　（略）	八～十二　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
一　（略）	一　（略）
一の二　雇用保険被保険者証その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあっては、その事由書）	一の二　雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあっては、その事由書）その他の雇用保険被保険者番号を明らかにすることができる書類
二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類